

# 暮らしと税金のセミナー

【第2部 大増税時代到来!? 消費税とこれからの暮らし】

## ☆ 税制改正等スケジュール

負担増項目  
負担減項目

復興増税

社会保障と税の  
一体改革

税制改正の見直し

2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
1月	1月	1月	1月	1月
4月	4月	4月	4月	4月
10月	10月	10月	10月	10月
法人税	2012年4月から各課税事業年度の基準法人税額を10%増税			
所得税	2013年から2037年までの各年分の基準所得税額を2.1%増税【25年間】			
住民税	2014年度から年額1000円引上げ【10年間】			
消費税	5%課税		8%に引上げ	
所得税	所得税最高税率引上げ 課税所得4千万超【40%→45%】			
相続税・贈与税	相続税課税ベース拡大・基礎控除4割縮小 相続税最高税率引き上げ 財産6億円超【50%→55%】 贈与税税率構造見直し 子・孫への贈与税率一部減税			
住宅ローン控除	借入金上限3千万 1% 10年 認定住宅上限3千万1% 10年 (認定長期優良+認定省エネ住宅)	借入金上限3千万 1% 10年 認定住宅上限3千万1% 10年 (制度延長)	【減税幅拡大・過去最大規模の減税を長めに実施】 住宅ローン減税4年延長 2014年4月~2017年末入居分に適用 借入上限4000万 1% 10年 控除額最大400万円 (ローン上限、掛け率、控除額ともに2017年分まで据置) 認定住宅上限5000万1% 10年 控除最大500万円	
所得税	認定長期優良住宅特別控除 控除額を100万→50万に引下げて2年延長			
所得税	控除額を65万に引上げて2017年末まで延長			
所得税	不動産所得税・登録免許税・印紙税の軽減検討			
贈与税	【省エネ1200万・一般700万】	【省エネ1000万・一般500万】	住宅取得資金贈与の特例 非課税枠 【省エネ1500万・一般1000万】	
贈与税	孫の教育資金贈与1500万円非課税制度(学校以外500万円)			
贈与税	相続時精算課税制度拡充 年齢要件緩和 孫にも制度適用			
所得税	上場株式等の配当・譲渡所得等軽減税率廃止【10%→20%】 少額投資非課税口座(日本版ISA)の創設 5年間500万円			
法人税	雇用促進税制 雇用者数増加1人あたり20万円税額控除 給与増加割合5%以上の場合に増加額の10%法人税額控除			
法人税	研究開発減税拡充 試験研究費の税控除額を法人税額30%に増 設備投資減税 国内設備投資前年比10%超増加=投資額3%税額控除or30%特別償却 省エネ関連設備投資減税 省エネ設備の即時償却(2年延長)			
固定資産税増税	住宅用地負担調整措置80%→100% 段階的に縮小 2014年度分で廃止			
地方税その他				
所得税	給与所得控除額の上限設定(給与収入1500万円超 上限245万円) 給与所得の特定支出控除の見直し			
所得税	役員退職金課税の見直し(勤続5年以下の退職について1/2課税の廃止:役員・議員・公務員)			
所得税	居住用財産買換の場合の譲渡損失の繰越控除 特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除			
地方税その他	自動車重量税等車体課税の改正 エコカー減税等			
地方税その他	15年10月 自動車取得税廃止			
地方税その他	石油石炭税 税率上乘せ段階的実施			
地方税その他	エコカー減税拡充			
地方税その他	税率引上げ			